

死刑に反対する日本人の声

保坂展人 (世田谷区長)

「日本は346年間、事実上の死刑廃止国だった。日本が死刑廃止国の先駆であったことの周知を図るべきである」

平岡秀夫 (元法務大臣)

「我々日本人は、国際的すう勢を念頭に置いて、死刑に関する国民的議論を始める必要がある。そのような議論は我々の社会のあるべき姿を模索する上で、またわが国憲法が理想とする国際社会において名誉ある地位を占めることの実現に向けた努力においても不可欠と考える」

杉浦正健 (元法務大臣)

「日本は法の支配による民主国家であることから、最終的には死刑が廃止されることになると考えている。また、わが国の国民の人権意識は決して低くないと思う」

竹内美保子 (早稲田大学 学部生)

「日本において死刑使用が加速化していることは、国際社会におけるわが国の信頼を傷つけるものだ」

手島一心 (早稲田大学 大学院生)

「訴訟、逮捕、被疑者の尋問、コストの算出などがどのように行われているかについて、日本政府が透明性を向上させることなくして、国民が十分な情報に基づいて、死刑についての賛否を決めることなどできようか」

日本弁護士連合会

「日本は、人権を尊重する民主国家として、死刑廃止に関する国民的議論を始めるべきである。(中略) 欧州諸国では、犯罪犠牲者に手厚い支援を提供する一方で、死刑が廃止されている。人権を尊重する民主国家にとり、被害者への支援と死刑のない社会を実現するための取り組みは、実現しなければならない重要な課題である」

*以上は、各個人・団体のご了解を得て掲載しています (敬称略)



EUは死刑制度のない世界を求めています



Photograph © Gijs Berends



駐日欧州連合代表部

〒106-0047 東京都港区南麻布4-6-28 ヨーロッパハウス
電話 (03) 5422-6001 ファクス (03) 5420-5544
<http://www.euinjapan.jp>

2013年10月制作
© European Union, 2013

I | EUからのメッセージ

欧州連合（EU）は、いかなる場合や状況下であっても、極刑を使用することに反対しており、その普遍的廃止を一貫して提唱しています。EUは日本が死刑廃止国グループの仲間となることを求めます。

日本は、世界に冠たる民主主義国のひとつであり、EUと基本的価値を共有しています。共に内外において人権尊重を徹底し、世界全体で人権推進の活動を積極的に繰り広げています。

日欧共有の価値という強い絆を強化するために、EUは日本に対し死刑の使用を止めることを求めています。2012年、日本は世界で最も多くの死刑を執行した10カ国のうちのひとつでした。世界に存在する195カ国の中で、同年に死刑を執行したのは21カ国にすぎません。

世界のすう勢は、明らかに死刑廃止に向かっており、米国内でも死刑を廃止する州が増えています。国連総会は死刑廃止と執行停止を呼びかける決議の採択を繰り返しており、決議を支持する国の数も毎年増え続けています（2012年には111カ国）。EUとその加盟国は、日本がこの国際的すう勢に合流することを希望します。

そう願うのはEUだけではありません。2012年10月、ジュネーブの人権理事

II | 日本における死刑の実情

日本では、1945年以降654人に死刑が執行されました。しかし、日本がその歴史において常に死刑制度を有していたわけではありません。平安時代には死刑が廃止され、300年以上の間一度も執行されませんでした。また、現行憲法の下でも事実上の執行停止がありました。1989年から1993年までは死刑が一切執行されませんでしたし、より最近では、2010年から2012年初旬まで執行のない期間がありました。

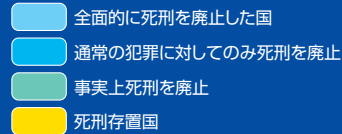
日本では18の刑事犯罪に死刑が適用されます。1983年、永山事件の上告審判決において、最高裁は死刑を科す前に考慮すべき9つの基準を示しました。それが永山基準と呼ばれるもので、犯行の動機、殺害された被害者の数、被告の犯行当時の年齢、犯行後の情状、前科のほか、遺族の被害感情、社会への影響などが含まれています。

有罪判決の多くが、代用監獄に留置されている間に行われる警察の尋問により得られた自白に基づいており、その過程では通常、法定代理人を使うことはできません。

司法の失策 — 日本では1983年以降、4件の犯行について下された死刑判決が誤審であったことを、裁判所が認めています。

ひとたび刑が確定すれば、6カ月以内に死刑確定囚の絞首刑を執行することを法律が規定しています。しかし実際には、控訴、恩赦の請求、再審などのために死刑囚監房において平均7～8年拘留されます。中には30年以上も執行を待っている死刑囚もいます。死刑確定囚は独房で生活し、人との接触はほとんど許されません。一般的に、死刑執行が知らされるのもほんの数時間前です。親族には死刑が執行された後に通知されます。

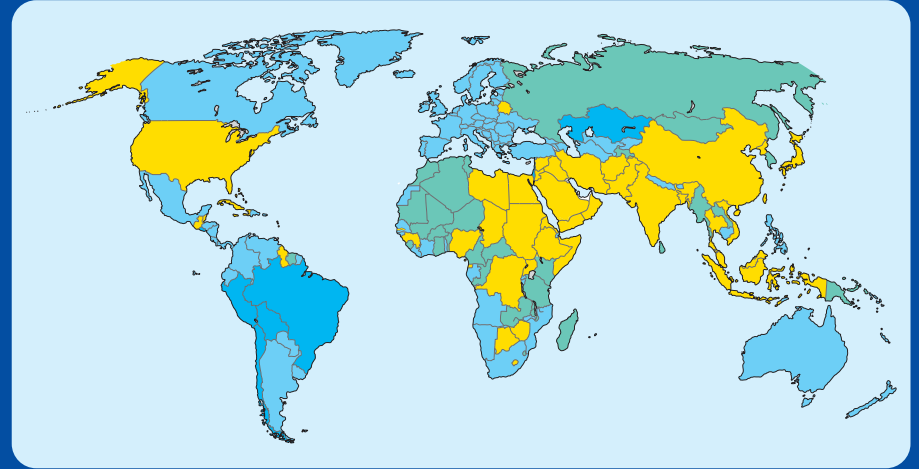
2013年9月末現在、132人の死刑確定囚が存在します。



会に日本が人権記録を提示した際、24の国が日本が死刑を廃止することを勧告しました。

キャサリン・アシュトンEU外務・安全保障政策上級代表は、「死刑が残忍かつ非人道的なものであり、その廃止は人の尊厳を守るために不可欠である、とEUは考える。日本政府に対し、死刑の継続的使用を省みることが常に呼びかけている。世界的すう勢に沿い、極刑を排除することに関する徹底した国民的協議を促進するよう、日本に再度要請する」と述べています（2013年2月22日）。

●●● 死刑のない世界地図 ●●●



地図提供 アムネスティ・インターナショナル 日本 (2013年5月現在)

III | EUは死刑のない世界を求めます

EUは死刑の普遍的廃止、あるいは、少なくとも死刑廃止を実現することを目的とした執行停止（モラトリアム）を提唱します。犯行の性質にかかわらず、死刑は人権と人の尊厳を著しく侵害するものであるとEUは考えます。世界全体で死刑廃止へと向かう勢いが増していることに意を強くし、EUが長きにわたり続けている死刑廃止のための活動を今後も継続する意向です。極刑の廃止は、人権の漸進的發展に寄与するものなのです。

EUは、人命は基本的人権だと考えています。死刑執行は取り返しがつかないものです。極刑は非人道的であり、不要です。さらに、司法の失策は、国家が無実の人を故意に殺すことにつながりかねません。

警察であれ、裁判官であれ、裁判所職員であれ、陪審員であれ、司法の連鎖に関わる者の誰しもが間違いを犯す可能性があり、それが無実の人の命を犠牲にすることにつながりかねないのです。脅迫の下で得られた自白は、無実の人に死刑が執行される結果を生みかねません。

死刑を考えると、なぜそれを実行するかという理由を考えなければなりません。死刑が犯罪の抑止となることを示す確実な証拠は一切存在していません。よって、死刑は司法の原則と目標そのもの（有罪判決を受けた者の贖いと更生を求め、改心の機会を与える）を損なうことになるのです。

死刑廃止は、EUへの加盟を目指す候補国となるための必須条件のひとつです。

2009年12月1日に発効したリスボン条約（改正EU基本条約）に基づいて法的拘束力が与えられたEU基本権憲章は、その第2条において「何びとも死刑を宣告され、または執行されることはない」と規定しています。また同第4条は、拷問および非人道的もしくは尊厳を冒すような扱いまたは刑罰を禁じています。また、同第19条2項は「何びとも、死刑執行の可能性の高い国、および拷問やその他非人道的扱いや刑罰を受ける可能性のある国へ、退去、追放、あるいは引き渡しをされない」と、謳っています。

2007年12月、EUは10月10日を世界死刑廃止デーに合わせて「欧州死刑廃止デー」とすることを宣言しました。

EUは死刑のない世界への希求と努力を継続します。

IV | 死刑廃止を達成するためにEUが採用する実質的措置

EUは幾度も機会を捉え、日本政府に対し、死刑の完全なる法的廃止に至るまでの間、その適用を停止することを求めてきました。

日本のような死刑存置国において、EUは対話を実施するとともに、死刑の執行にあたり、人の尊厳を尊重するために最低限必要とみなされる一定基準を遵守することを要求しています。その基準は以下のようなものです。

- 死刑は、最も凶悪な犯行以外には使用してはならない。
- 死刑は、民法において規定されていない場合、そのような犯行に対して下されてはならない。
- 死刑は、犯行時に18歳未満の青少年、妊婦、あるいは産後まもない母親に対して使用してはならない。
- 死刑は、被告人が状況証拠のみをもとに有罪判決を受けている場合、強制により自らの罪を認めた場合、適切な法定代理あるいは公正な裁判を受けていない場合には、使用してはならない。
- 死刑を科せられた者はいずれも、控訴、恩赦、減刑の請求権を有する。大赦、恩赦、減刑のいずれかが与えられることが可能であるとともに、そのような手続きが考慮されている間は死刑を執行してはならない。
- 死刑は、可能な限り最小の苦痛を伴う方法で執行されなくてはならない。

また、死刑は秘密裏に執行されるべきものではありません。1976年の市民的および政治的権利に関する国際規約に従い、死刑囚の家族と弁護士には、執行の詳細が知らされるべきです。1998年に国連人権委員会が、この点について日本に対し以下の勧告を出しており、今日EUはそれを再度提起します。

「死刑確定者の拘禁状態について、引き続き深刻な懸念を有する。特に、委員会は、面会及び通信の不当な制限並びに死刑確定者の家族及び弁護士に執行の通知を行わないことは、規約に適合しないと認める。委員会は、死刑確定者の拘禁状態が、規約第7条、第10条1に従い、人道的なものとなることを勧告する」